

**相続と相続税** これだけは知っておきましょう！

税理士 早川嘉美

この解説は高額納税が予想される方を対象としたものではありません。  
 また、概要を示したものですから、実行にあたっては、精査したうえで、  
 専門家のご意見をお聞きください。

## I 相続税の大増税

どのように変わったか？

### (1) 基礎控除の引き下げ

改正前 5000 万円 + 1000 万円 × 相続人数

改正後 3000 万円 + 600 万円 × 相続人数

### (2) 相続税率の改定

相続税の速算表

万円

改正前	税率	控除額	改正前	税率	控除額
～1000 万円	10	—	～1000 万円	10	—
1000～3000 万円	15	50	1000～3000 万円	15	50
3000～5000 万円	20	200	3000～5000 万円	20	200
5000～1 億円	30	700	5000～1 億円	30	700
1 億～3 億円	40	1700	1 億～2 億円	40	1700
3 億円超～	50	4700	2 億～3 億円	45	2700
			3 億～6 億円	50	4200
			6 億円超	55	7200

### (3) 相続税申告件数の大幅増となる見通し

改正前 相続件数の 4.2% (5.5 万人 / 130 万円 = 26 年度)

改正後 改正前の 1.5 倍～2.0 倍になると予想されている。

### (4) 週刊誌等で騒がれている「相続税が 5 倍になる」は本当か？

納付すべき相続税額の試算 (法定相続人が配偶者と子供 2 人の場合)

相続税の課税価格	改正前税額	改正後税額	増 加 税 額	増 加 率
5 0 0 0 万 円	0万円	10万円	10万円	—
6000	0	60	60	—
7000	0	112	112	—
8000	0	175	175	—
9000	50	240	190	380%
1 億	100	315	215	315%
2 億	950	1350	400	142%
3億	2300	2860	560	124%
5億	5850	6555	705	112%
10 億	16650	17810	1160	107%
20 億	40950	43440	2490	106%
30 億	65950	70380	4430	107%

(注)配偶者は、法定相続1/2どおり相続するものとして計算しています。

(5) 最近のご相談から—

相続人は配偶者と子供1人。相続財産は次のとおり。

・土地(自宅) 1000万円  
 預金等 8000  
 生命保険金 2000 合計 1.1億円

・相続税が心配です。一体いくらかかるのですか？

分割協議が円滑に行えた場合 355万円

分割協議が調整できない場合 770万円

二次相続を考慮した有効処理の場合 178万円

二次相続を全く無視すると 0円

(注) なぜこんなに違いが生じるのでしょうか？

これが今日の主テーマです！！

(6) クイズ

相続税大增税時代に対処するため、「純金仏像を購入しておけばよい」と聞きましたが、本当ですか？

## Ⅱ 本当は「相続税対策」よりも「相続対策」が不可欠なのです！

分割協議が円滑にいかないと相続税にさまざまな弊害がでます…

### (1) 配偶者にかかる税額控除はできません。

配偶者に対する相続税は、相続財産の1/2または1.6億円まで非課税とされますが、分割協議が行われないと、この適用ができません。

原則、相続税の申告期限の10ヵ月以内です。

〈タブー〉

相続税を不当に免れる行為をした場合は、不当に免れようとした部分に対する配偶者控除の適用はできません。

### (2) 特定居住用宅地は、被相続人と生計を一にしていた相続人が取得した場合、330㎡まで80%の評価減を行なうことができますが、分割協議ができないとこれが認められません。

### (3) 特定事業用宅地等(自社の敷地を含む)は、事業を継承する相続人が取得した場合、400㎡まで80%の評価減を行うことができますが、分割協議ができないとこれが認められません。

### (4) 貸付け用事業宅地は、200㎡まで50%の評価減を行うことができますが、分割協議ができないとこれが認められません。(上記の(3)と重複する場合は所定の調整が必要です)

＝以上はストレートに相続税が高くなり、

以下は日常生活に支障をきたします

### (5) 被相続人の預金が封鎖され、分割協議ができるまで使うことができません。

### (6) 被相続人の所有する不動産の名義変更はできません。

(注) 事業借入金等の担保に供されている場合、借入金の更新や実行ができなくなる恐れがあります。

### (7) 自社株の名義変更をすることができません。

(注) 株式の名義変更ができないとその株式の権利行使は、1株ごとに相続人全員の合意が必要となり、事実上権利行使ができないこととなります。

これでは、役員変更もできず、借入の実行(更新を含む)ができないので、経営に支障をきたします。

〈最近のタブーな事例から〉

「ムスコたちが揉めないようにうまく話し合ってくれるやろ。お手並み拝見としておきますワ」

### Ⅲ 相続税の基礎知識

- (1) 相続人の確定 (別紙)
- (2) 法定相続と遺留分(別紙)
- (3) 法定相続に優先するのは次のとおり
  - ① 公正証書遺言…公証人のもとに出向いて作成します
  - ② 私書遺言………厳格な取り決めがありますので充分注意!
  - ③ 死因贈与契約…目からウロコ、で極めて簡単。ただし必要な取り決め(絶対記載事項)があり、信頼できる人に依頼することが不可欠です。
- (4) 相続権放棄  
相続はプラスばかりではありません。マイナス(借金等)も相続の対象です。相続放棄を行う場合は、相続を知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に届け出をする必要があります。
- (5) 相続人の中に認知症の方がおられるとー  
相続人の中に認知症の方がおられると分割協議に加わることはできません。この為、成年後見人の選任が必要となります。手続きが煩雑なうえ相続人と重なることができません。  
また成年後見人は被後見人の「財産管理と保全」が義務となりますので、法定相続を下回って分割協議に同意することは、原則としてできません。
- (6) 相続人の中に行方不明者がいる場合  
当然分割協議ができません。この場合は、家庭裁判所に所定の届け出をして、その者の法定相続分を供託しておくことになります。  
＝(5)(6)を事前に解決しておくのが(3)となります。

#### IV 相続税の基礎知識

- (1) 相続税の対象となる財産は、お亡くなりになった方のすべての財産(負債を含む)です。ただし、お墓や仏壇など信仰の対象になるものは非課税です。

(注) 相続後に国や地方公共団体、公益法人等に寄付をした場合には、非課税措置があります。

- (2) 「相続時精算課税」を活用して贈与している場合には、その時の贈与財産の価額を相続税の計算に加算します。

- (3) 生命保険金、死亡退職金等一定のものは、相続財産に加えるという「みなし規定」があります。

(注) 生命保険金、死亡保険金については、相続人1人について500万円の非課税制度があります。

(注) 生命保険契約の注意

契約者・被相続人 被保険者・相続人 受取人・相続人⇒相続

契約者・A 被保険者・相続人 受取人・A⇒所得税(一時所得)

契約者・A 被保険者・相続人 受取人・B⇒贈与税

- (4) お亡くなりになった日の前日から3年の間に贈与されたものがある場合は、その贈与金額を相続税の計算に加算しなければなりません。

- (5) 相続税の基礎控除

$3000万円 + 600万円 \times \text{相続人数}$  ⇒ 相続財産がこの金額未満である場合は申告不要(ただし、以下で述べる減免制度の適用前で判定)

- (6) その他の非課税制度や減免措置

① IIの(1)~(4)などがあります。

② 特定居住用宅地等の減免は、「生計を一にする相続人が取得した場合」等に限られますので、慎重な準備が必要となります。特に二世帯住宅の場合は注意を要します。

(7) 相続税の具体的な事例

単位万円

相続財産	相続人	分割協議	相続税		対策
			分割協議有	分割協議不調	
預金1億円	配 子2人	法定相続	385	1540	分割協議が不可欠
〃	〃	すべて配	0	—	二次相続が問題
〃	〃	すべて子均等	630	—	
預金1億円 自宅敷地5千万 (配の居住)	配 子1人	全て1:1	480	1840	分割協議不可欠
〃	〃	最も有利に	436	—	
〃	〃	すべて配	0	—	二次相続が問題
自宅敷地8千万(配の居住) 自社株8千万	配 子2人	法定相続	320	1720	分割協議が不可欠
〃	〃	配控除フル	0	—	二次相続が問題
〃	〃	もっとも有利に (相次相続を考慮)	456	—	分割協議が不可欠
自宅敷地5千万(配居住) 自社株1億円 会社敷地5千万 預金1千万円	配 子2人	法定相続	515	2950	分割協議が不可欠
〃	〃	配控除フル	0	—	二次相続に問題
〃	〃	最も有利に	523	—	
〃	子2人	子均等	2440	3640	分割協議が不可欠

自宅敷地330㎡以下

- (8) この表でわかる通り分割協議の円満がいかに必要なことであるかをご理解いただけたと思います。  
この為には円満な分割協議を欠かすことができませんが、これを事前に防ぐのが次の事柄です。
- ① 公正証書の作成
  - ② 私書遺言の作成
  - ③ 死因贈与契約の締結
- (9) 生前贈与の非課税も活用しましょう！  
資料を添付しておきますので、生前贈与も大いに活用しましょう。ただし、シロウト判断は危険です。しっかりと見極めて、相談できる相手を求めましょう。

**【資料】**

- 1 生前贈与の非課税制度一覧
- 2 円滑な相続が進められない条件
- 3 私書遺言の記載サンプル
- 4 死因贈与契約のサンプル

連絡先:税理士法人ハヤカワ 東山区今熊野榎ノ森町32-1

☎075-525-0615 Mail [hykw-san@luck.ocn.ne.jp](mailto:hykw-san@luck.ocn.ne.jp)

HP <http://www.hykw-tp.com>